

1 申告書の書きかた

(1) 国税庁ホームページを利用した贈与税の申告書作成のしかた

ご自宅のパソコンで 贈与税の申告書が作成できます!

贈与税の申告書作成コーナーで申告書を作成するには・・・

ここでは、贈与税の申告書作成コーナーの利用を開始するまでの画面の流れについて説明します。

STEP 1 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)から「確定申告書等作成コーナー」をクリック

国税庁ホームページのトップ画面の「確定申告等作成コーナー」をクリックします。

▶ **確定申告書等作成コーナー**



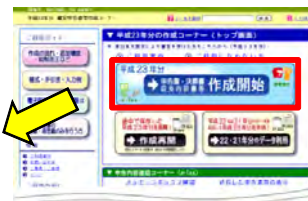
※この画面は、平成23年10月現在のものです。

STEP 2 「確定申告書等作成コーナーへ」ボタンをクリック

「所得税(確定申告書等作成コーナー)」画面の「確定申告書等作成コーナー」をクリックします。

STEP 3 「⇒申告書 作成開始」ボタンをクリック

「平成23年分の作成コーナー(トップ画面)」の「申告書作成開始」ボタンをクリックします。



※この画面は、実際の画面とは異なる場合があります。

STEP 4 「⇒書面での提出を選ぶ」ボタンをクリック



「税務署への提出方法の選択」画面の「書面での提出を選ぶ」ボタンをクリックします。
※ 贈与税の申告書等はe-Taxで送信することはできません。

画面の案内に従い、ご利用のパソコンの環境確認等行います。

STEP 5 「⇒贈与税の申告書を作成」ボタンをクリック

「申告書等作成選択・開始」画面の「贈与税の申告書を作成」ボタンをクリックします。

ここに注意！！

- ① 申告内容により、贈与税の申告書作成コーナーでは贈与税の申告書を作成することができない場合があります。
詳しくは、「贈与税の申告書作成コーナー」の「ご利用になれない方」をご覧ください。
- ② 贈与を受けた財産の種類によっては、申告書の作成を開始する前に、その財産の評価等を行う必要があります。
詳しくは、「贈与税の申告書作成コーナー」の「入力に必要な書類」をご覧ください。
- ③ 完成した贈与税の申告書等は、郵送又は信書便により提出することができます。



具体的な申告書の入力はどうのように始めるの？

ここでは、22ページから54—じに記載の事例について、どのような流れで入力を開始するかを説明します。

1 作成開始 画面



住宅取得等資金の非課税制度の適用を受けない場合はこちら

贈与税申告書作成開始
(非課税制度の適用を受けない場合)

住宅取得等資金の非課税制度の適用を受けない平成23年分の贈与税申告書の入力を始めます。

住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける場合はこちら

住宅取得等資金の非課税制度の適用
(住宅資金非課税限度額 1,000万円等)

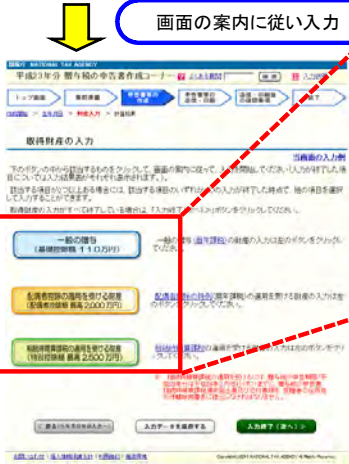
住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける平成23年分の贈与税申告書の入力を始めます。

1 選択

2 選択

2 取得財産の入力 画面

上記「1 作成開始 画面」で、1 選択後



画面の案内に従い入力

一般の贈与
(基礎控除額 110万円)

一般の贈与()
してください。

3 選択

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高 2,000万円)

配偶者控除の
のボタンをクリ

4 選択

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500万円)

相続時精算課
ックしてください

5 選択

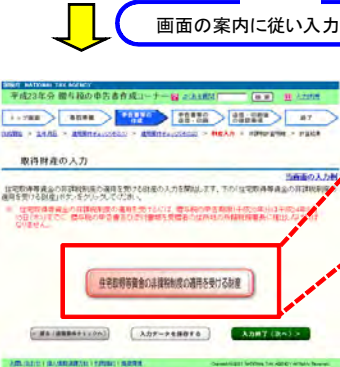
3 ……【事例1・6・7】の入力はここから

4 ……【事例3】の入力はここから

5 ……【事例2】の入力はここから

3 取得財産の入力 画面

上記「1 作成開始 画面」で、2 選択後



画面の案内に従い入力

住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける財産

6 選択

6 ……【事例4・5】の入力はここから

ここに注意！！

贈与を受けた財産について、住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける財産とそれ以外の財産がある場合には、住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける財産(2 選択) から入力を始めてください。

贈与税の申告書作成コーナーではどんな書類が作成できるの？

贈与税の申告書作成コーナーでは、次のような書類が作成されます。

- ① 申告書第一表
- ② 申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
- ③ 申告書第二表(相続時精算課税の計算明細書)
- ④ 配偶者控除の特例チェックシート
- ⑤ 相続時精算課税選択届出書
- ⑥ 相続時精算課税(一般)チェックシート
- ⑦ 「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート
- ⑧ 「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」の提出書類チェックシート
- ⑨ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表(申告書第一表)※
- ⑩ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表(申告書第二表)※

自動計算で
作成できるよ！

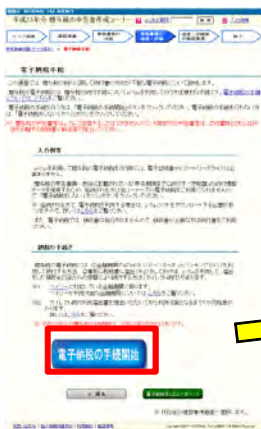


※ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表(申告書第一表、同第二表)は、入力した財産が4件以上の場合に作成されます。

贈与税の申告書を作成した後、納税についてはどうするの？

贈与税の申告書作成コーナーでは、e-Taxを利用し、**電子納税の手続**を行うことができます。
ここでは、贈与税の申告書作成コーナーから電子納税をする場合の画面の流れについて説明します。

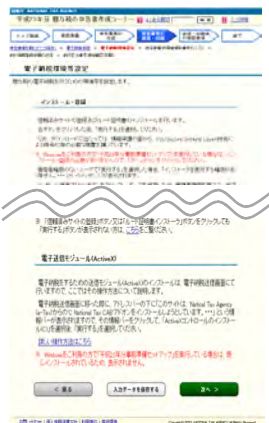
STEP 1 「電子納税手続」画面



贈与税の電子納税についてのご利用案内や納税の手続が記載されています。
内容を確認して、「電子納税の手続開始」ボタンをクリックします。

電子納税の手続開始

STEP 2 「電子納税環境等設定」画面



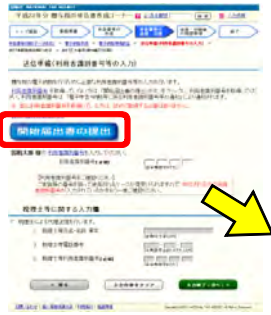
電子納税を行うための環境等を設定します。
※ Windowsをご利用の場合、「平成23年分事前準備セットアップ」を実行している方は、既に設定されています。



・パソコンの推奨環境
確認
・登録やインストール

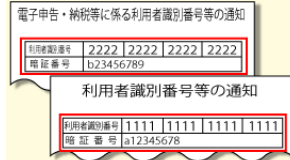
STEP3

「送信準備(利用者識別番号等の入力)」画面



利用者識別番号(16桁)を取得するため、「開始届出書の提出」ボタンをクリックし、開始届出書を作成します。
 ※ 既に利用者識別番号を取得されている方は、改めて取得する必要はありません。
 ※ 税理士の方、又は法人の方はこちらから利用者識別番号を取得することはできません。

開始届出書の提出



STEP4

「納付情報データ(納付情報登録依頼)の送信」画面



納付情報データ(納付情報登録依頼)を送信し、納付区分番号を取得します。
 ※ ダイレクト納付やインターネットバンキングをご利用の場合、作成後の確認事項画面から納付することが可能です。



STEP5

「納付区分番号通知確認(印刷)」画面



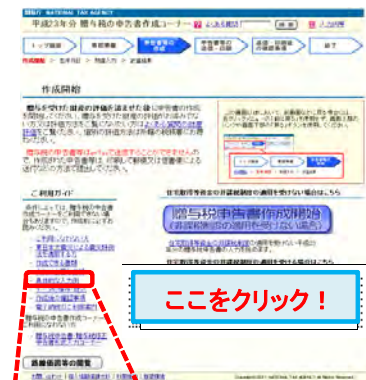
金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付する場合に必要な情報を「印刷画面の表示」ボタンをクリックして印刷します。



贈与税の申告書作成コーナーの入力で困ったときはどうするの？

ここでは、贈与税の申告書作成コーナーの入力で困ったときに、入力の補助をしてくれる機能について説明します。

【作成開始前】



- 作成できる書類
- 入力に必要な書類
- 具体的な入力例
- データの保存・読み込み
- 作成後の確認事項
- 電子納税のご利用案内

操作に関する具体的な入力例がパターン別に掲載されているので、作成開始前にチェック！

【入力途中】



よくある質問・・・用語などが分からない場合には、単語を入力して「検索」ボタンをクリック！
 当画面の入力例・・・表示されている画面の入力例が掲載されているので、入力途中でチェック！